

令和三年三月三十一日（号外第七十四号公布）文部科学省・厚生労働省令第
二号（臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令）

（印刷誤り）

一三三

表中改正後欄中
終りから三

血液塗抹標本作成
と鏡検尿定性検査

血液塗抹標本作成
と鏡検
尿定性検査